

新うどん県泊まってかがわ割 取扱マニュアル

【宿泊事業者向け】



新うどん県泊まってかがわ割事務局

〒760-0017香川県高松市番町1丁目6-6

甲南アセット番町ビル3F 304

TEL : 087-823-5011 FAX : 087-823-5013

事務局営業時間 : 月曜～金曜、10時～17時

(土日祝、年末年始※12/29～1/3休業)

メールアドレス : kagawa-wari@bsec.jp

公式HP : <https://www.new-kagawa-wari.com>

1. はじめに～「新うどん県泊まってかがわ割」の実施にあたって～

本事業における商品の販売及び支援金の申請については、新うどん県泊まってかがわ割申請書類及び本書を確認の上、間違いのないようお願いいたします。あわせて誓約書に記載のある事項につきましても遵守願います。なお、本書に記載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

新うどん県泊まってかがわ割とは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、深刻な影響を受けた旅行需要を喚起するために、旅行代理店が販売する旅行商品を利用して、あるいは宿泊施設に直接宿泊申込をして、香川県内に宿泊する者が支払う旅行代金または宿泊料金の一部を助成、または日帰り旅行をする者が支払う代金の一部を助成する事業を実施することにより、県内観光促進しようとするものです。新うどん県泊まってかがわ割の実施事業者として、県の割引支援金交付決定を受けた補助対象者（以下、「補助対象者」）は、宿泊割引プランを販売するにあたり、ルールに則った取組をお願いします。

ルールを逸脱した場合、補助金のお支払いができない場合がありますのでご注意ください。

【本事業への参加条件】

- ・対象事業者指定申請（事前登録）を行い、事務局の審査により認可されること。
- ・香川県及び事務局が決める割引支援金の交付決定額に同意すること。
- ・宿泊実績に応じて、一括または月ごとに割引支援金を受領することに同意すること。
- ・香川県および事務局が指定する内容で、実績報告を行うこと。
- ・香川県および事務局が示すスケジュールに沿った取組を行うこと。
- ・本マニュアルに示す事業内容等に同意すること。

※本マニュアルは、速やかな事業実施を行うため、変更する場合があります。
最新版のマニュアル等については、随時、事務局ホームページをご確認ください。

■目次

1. はじめに	1
2. 「新うどん県泊まってかがわ割」について	2-3
3. 「新うどん県泊まってかがわ割」スキーム	4
4. 補助対象となる旅行割引プラン及び割引支援金額	5
5. 旅行・宿泊代金の割引イメージ	6-7
6. 「新うどん県泊まってかがわ割」に係る留意事項	8-9
7. 新かがわ割クーポンについて	10
8. 「新うどん県泊まってかがわ割」全体スキーム	11
9. 「新うどん県泊まってかがわ割」の交付申請・及び実績報告について	12-14
10. 「新うどん県泊まってかがわ割」に係る証票及び不正利用防止	15
備考.新うどん県泊まってかがわ割～宿泊事業者用FAQ～	16-18

2. 「新うどん県泊まってかがわ割」について

1. 実施概要

香川県内在住の方の県内旅行を対象に、旅行・宿泊代金の最大50%割引（上限5,000円/人泊、日帰り旅行の場合は上限5,000円/人）と土産物店、飲食店、観光施設等で利用できる上限2,000円分の「かがわ割クーポン」を配付する香川県民限定のキャンペーンです。

（1）旅行商品・宿泊代金の割引

① 県内の旅行業者が販売する県内旅行商品代金（日帰り旅行商品含む）

② 県内の宿泊事業者が販売する宿泊代金（直接販売・OTA販売等） ※いずれも1人泊当たり商品代金の50%（上限5,000円/人泊、日帰り旅行商品の場合は上限5,000円/人）を上限に

割引支援金を交付

（2）新かがわ割クーポン

旅行期間中に県内の土産物店、飲食店、観光施設等で利用可能なクーポンを1人泊当たり（日帰り旅行商品の場合は1人当たり）上限2,000円分を旅行代理店や宿泊施設を通じて旅行者に配付

※旅行者に対し、1人泊・回あたりの旅行代金が4000円以上の場合は2,000円分のクーポン券を発行し、2,000円以上4,000円未満の場合は1,000円分、旅行代金が2,000円未満の場合は配付しない。

2. 実施期間

宿泊旅行：令和3年7月27日(火)から令和3年12月31日(金)(令和4年1月1日(土)チェックアウト分)まで

日帰り旅行：令和3年7月27日(火)から令和3年12月31日(金)旅行分まで

予約対象期間：令和3年7月27日(火)から **令和3年12月31日(金)予約分まで**

新型コロナウイルスの感染状況等によって、上記期日及び地域は変更となる場合があります。

3. 遵守事項

①各業界団体が定める、新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン等を遵守する施設を利用するなど、旅行割引プランの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症対策に適切な対応をとること。

②旅行者が対象商品を利用するに際しては、旅行者の居住地確認を必ず行うこと。

4. 対象事業者

（1）旅行・宿泊代金割引

旅行・宿泊割引支援金は、以下①、②の事業者のうち、本事業に参画する事業者に交付します。参画承認後、参画事業者に配分額を通知し、その配分額の範囲内で実績報告に基づき交付します。①香川県内に本店、支店又は営業所等を持つ旅行代理店・旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づき登録を受けた事業者であって本事業への参画申込みを行い、承認された者

②香川県内の宿泊施設を持つ宿泊事業者

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により香川県知事または高松市長の許可を受け

た宿泊施設

イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第6号）第3条第1項により、香川県知事または高松市長に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

上記のア、イのうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る施設を除くもので、本事業への参画申込みを行い、承認された者

2. 「新うどん県泊まってかがわ割」について

(2) 新かがわ割クーポン

「新かがわ割クーポン」は、旅行者に対して旅行代理店や参画宿泊施設を通じて配付します。

(必要数を事務局が用意し預託します)

クーポンの精算については、利用された取扱店舗が事務局に郵送し、換金する流れとなります。

5. 宿泊事業者へのお願い

宿泊事業者公式HPでのキャンペーンバナーの掲載及び相互リンク

※ロゴおよびバナーを作成し、新かがわ割公式HP (<https://www.new-kagawa-wari.com/>)からダウンロードいただけるようにしています。

サイズが合わない場合は、加工いただいても構いません。

6. 本事業を利用した旅行・宿泊予約日の基本的な考え方

旅行代理店、宿泊施設が申請した事業実施期間内で、かつ、新規予約が対象となります。

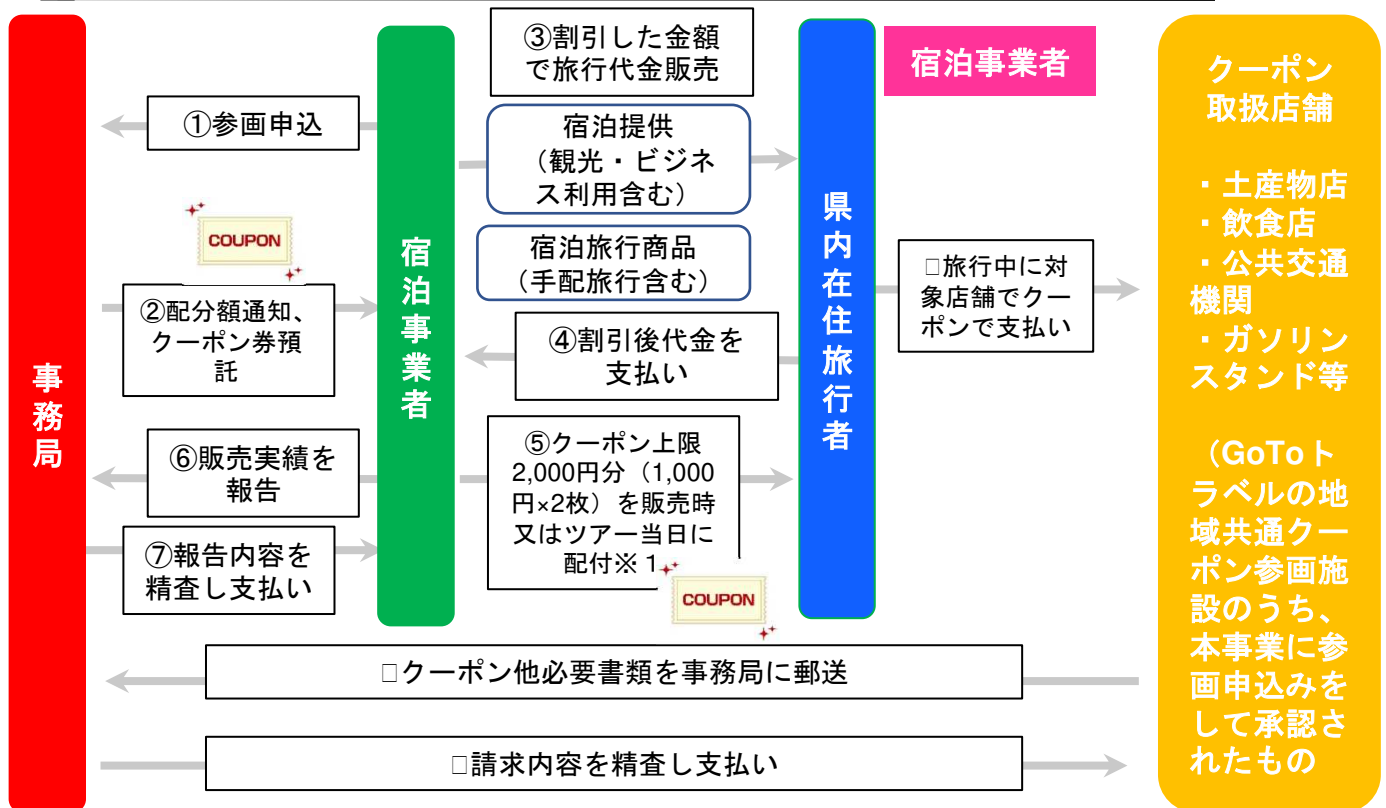
また、交付決定日以前の既存予約は対象外となります。

7. 本事業における旅行者の居住地確認方法

旅行代理店、宿泊施設等において、運転免許証等の本人確認書類の提示により、旅行者の居住地確認を行うようにしてください。また、旅行者又は同行者が県外在住者であることが判明した際には、その者は本事業の割引支援の対象外として取り扱ってください。インターネット予約等で、予約時に居住地の確認が取れない場合は、当日のガイド、及び宿泊施設にチェックインの際、必ず旅行者全員の本人確認書類を提示いただき確認ください。(販売宿泊施設と連携をとり実施してください。)

※観光庁から、代表者のみならず、同行者の居住地の確認も必要であると通知されています。

3. 「新うどん県泊まってかがわ割」のスキームについて



※1・・・旅行者に対し、1人泊・回あたりの旅行代金が4000円以上の場合には2,000円分のクーポン券を発行し、2,000円以上4,000円未満の場合には1,000円分、旅行代金が2,000円未満の場合には配付しない。

【参画から支援金精算までの流れ】

- ① 宿泊事業者から事務局へ、参画申請(必要書類は以下参照)。
※参画申請に必要な様式は、公式HPの事業者用ページよりダウンロードが可能です。
詳しくは公式HPでご確認をお願いします。
- ② 事務局から宿泊事業者へ配分額を通知し、併せて新かがわ割クーポンを預託する。
- ③ 宿泊事業者は、旅行者(県内在住者)に、居住地確認後、割引した金額で宿泊提供する。(詳細P.6)
- ④ 宿泊事業者は旅行者(県内在住者)に対して「新かがわ割クーポン」(1泊あたり上限2,000円×宿泊日数を配付する。※1)
- ⑤ 宿泊事業者は事務局に対して、販売実績を報告する。
※事務局に対しての販売実績報告(支援金精算)は、P.13の通りに提出してください。販売実績報告に必要な書類(下に記載)の提出方法は、メールもしくは郵送となります。
- ⑥ 事務局は報告内容を精査し、報告書受け取り後、不備がなければ14営業日以内(販売実績報告が集中した場合、若干前後する可能性があります。)に割引支援金を支払う。
(割引支援金は精算払いのみとなります。)

【参画申込に必要な書類】 **【随時受付中】**

交付申請書等の提出 → 最終7/19事務局宛にメール・郵送及びWEBエントリーフォームの送信

- ◆参画申込書兼同意書(様式第1号) ◆情報登録申請書(様式第2号)
- ◆事業者情報等報告書(様式第3号) ◆口座振替依頼書(別紙1)
- ◆割引支援金交付申請書(様式第4号) ⇒ **【決定通知書取得後提出】**
- ◆旅館業法許可証の写し(簡易宿泊施設は届出番号) 等

押印が必要な書類は押印の上、原本を事務局宛に郵送またはメールにてPDF送信可

第一次集約は、7月19日とします。

4. 補助対象となる旅行割引プラン及び補助金額

宿泊旅行：令和3年7月27日(火)から令和3年12月31日(金)(令和4年1月1日(土)チェックアウト分)まで

日帰り旅行：令和3年7月27日(火)から令和3年12月31日(金)旅行分までとする。

予約対象期間：令和3年7月27日(火)から**令和3年12月31日(金)予約分まで適用**

補助対象	香川県の交付決定を受けて、各補助対象者が販売する宿泊プラン (例) 近隣の飲食店の食事付き・体験プログラム付き・お土産付き などの各種プラン ※既存の宿泊プランの割引でも可能
割引前の宿泊プランの販売額 (税込) (宿泊者1人泊あたり) (日帰り1人あたり)	補助金の額 (税込) (割引前の宿泊プランの販売額に応じて設定) (1円単位 小数点切り捨て)
10,000円以上	5,000円/人泊 クーポン枚数2枚(2000円分)
4,000円～10,000円未満	50%割引/人泊 クーポン枚数2枚(2000円分)
2,000円～4,000円未満	50%割引/人泊 クーポン枚数1枚(1000円分)
2,000円未満	本事業割引対象外
補助金上限額	補助対象者には、宿泊施設の収容人数に応じて、補助金額の 上限を設定します。 <u>(上限を超えた割引分の金額については補助対象者の負担と なります。)</u>
	①前回かがわ割参画事業者 前回実績に基づく ②前回かがわ割未参画事業者 様式3号を加味して設定

入湯税はプラン内であれば割引支援金対象。プラン外であれば割引支援金の額の基準となる「割引前の宿泊プランの販売額」からは対象外としておりますので、お客様にご負担（お支払い）いただくようお願いします。

「新うどん県泊まってかがわ割」の参加には、本マニュアルに則った取組を行うことが参加条件です。事業開始前に必ずご確認ください。内容が複雑ですので、実務上、遵守いただくことを、本マニュアルにより補足してご案内いたします。

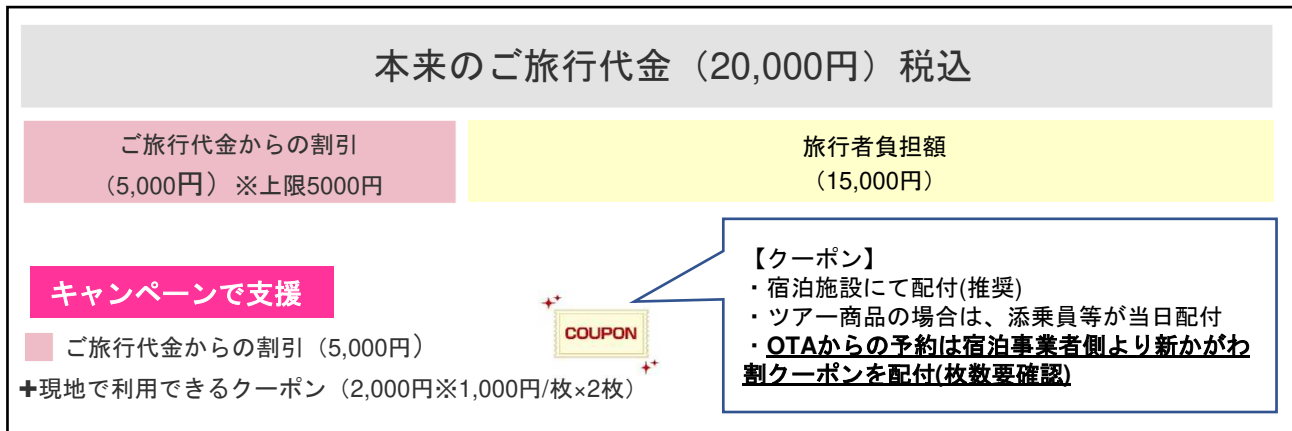
マニュアル及び各様式については改訂する場合がありますので、各手続きの前に、最新版であるかご確認いただきますようお願いいたします。

具体的な宿泊割引プランの策定にあたっては、事務局にてご相談を受け付けます。

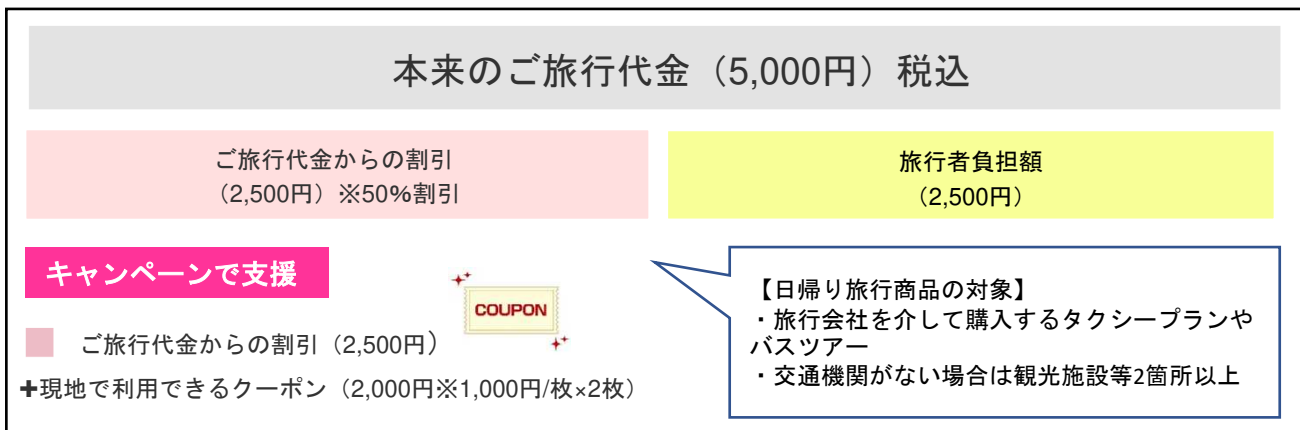
TEL087-823-5011 申請書類、マニュアル等は事務局ホームページ (<https://www.new-kagawa-wari.com/>)より入手いただけます。

5. 旅行・宿泊代金の割引イメージ

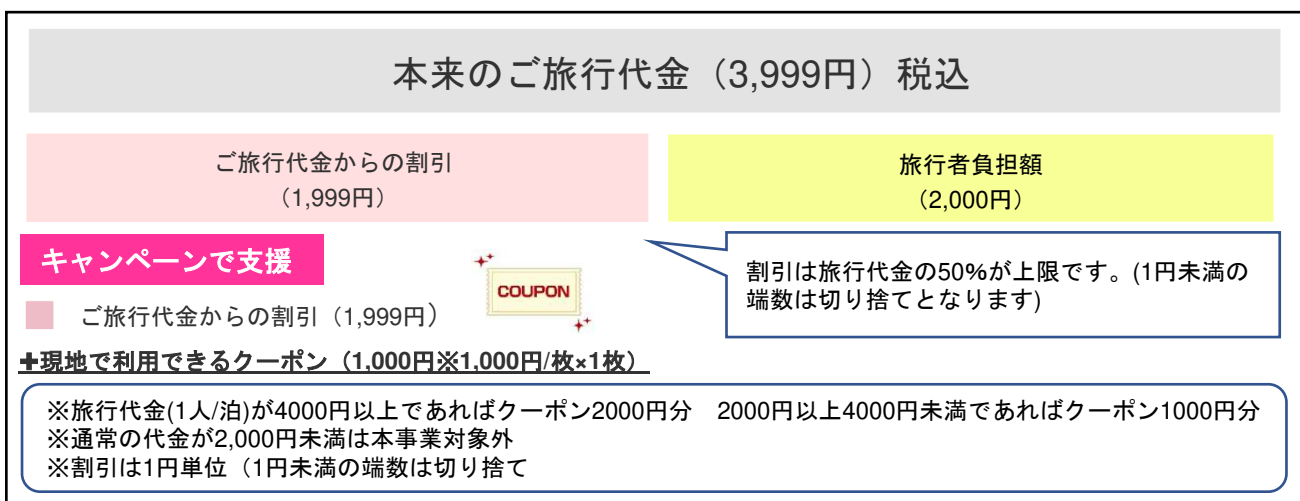
<旅行代金20,000円の場合 (1名1泊) >



<旅行代金5,000円の場合 (1名1泊) >

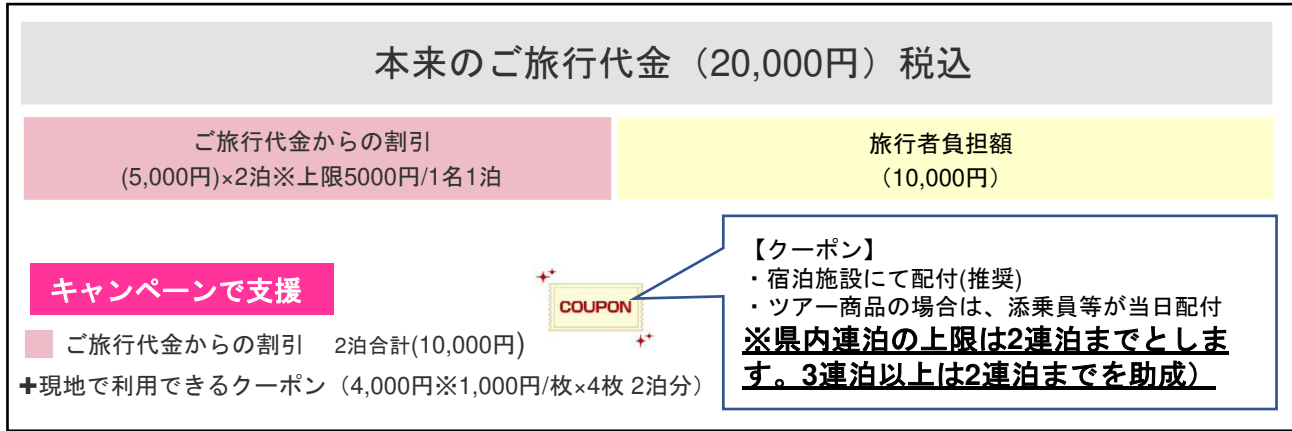


<旅行代金2,000円以上4,000円未満の場合 (1名1泊) >

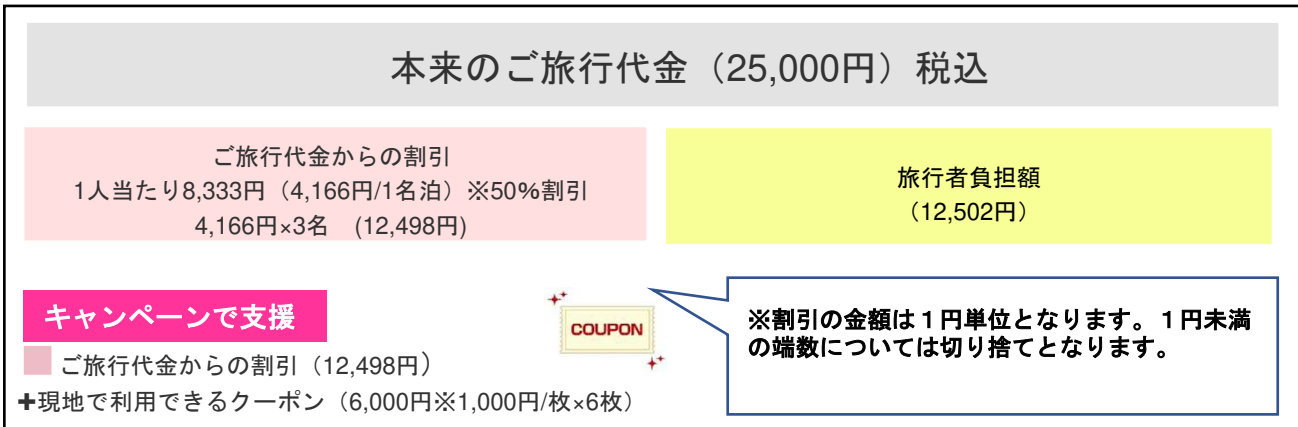


5. 旅行・宿泊代金の割引イメージ

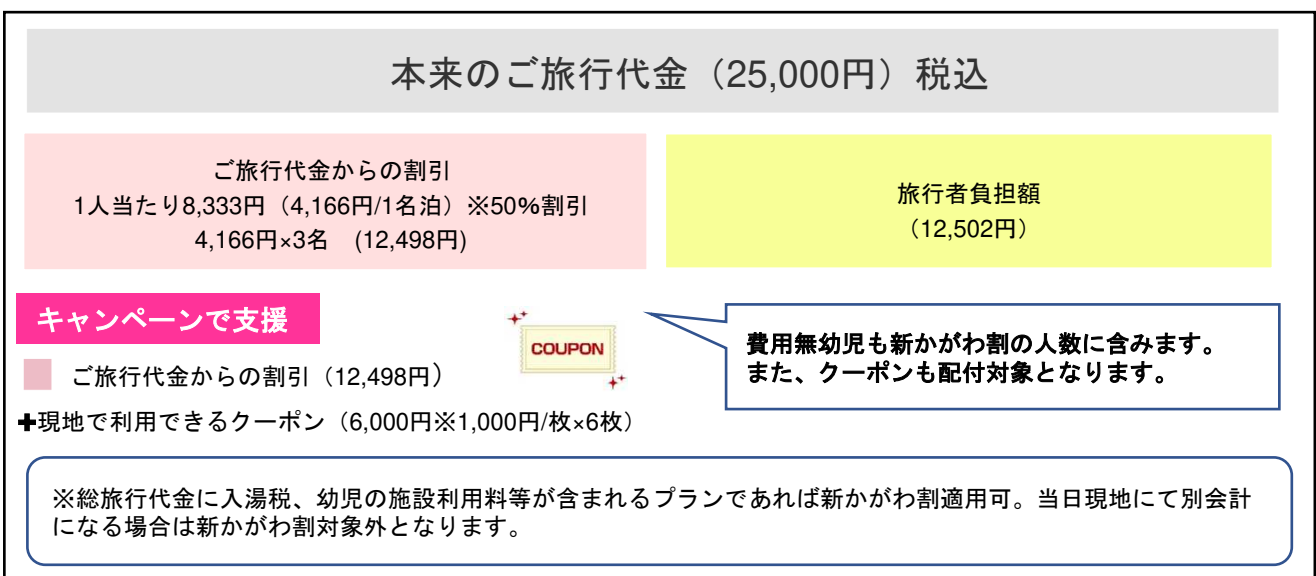
<旅行代金20,000円 連泊の場合 (1名2泊) >



<旅行代金総額25,000円の場合 (3名1泊 ※大人2名 小人1名) >



<旅行代金総額25,000円の場合 (3名1泊 ※大人2名 幼児1名※費用無) >



6. 旅行商品に対する割引の対象や注意点

《割引の対象》

(1) 宿泊を伴う旅行商品共通

県内における宿泊が対象です。本割引支援制度は既存の旅行プランも対象ですが、体験プログラムや食事等の充実など、事業の趣旨に則った旅行割引プラン造成をお願いします。

【対象外】

- ① 県外の行程を含む（立ち寄る、行き抜ける等）日程の旅行商品
- ② 特典としてQUOカード、ビール券付プラン、JRチケット単品など換金性の高いものが付いている商品
- ③ 1人泊あたり2,000円未満の宿泊提供
- ④ 旅行商品の予約のキャンセル料
- ⑤ 割引前の旅行プランの販売額を大幅に上回るような旅行割引プランは対象外

(2) 宿泊提供の場合

宿泊施設は、本事業参画宿泊施設であることを条件とします。（チェックインの際、香川県在住者である証明書の確認とクーポンお渡し時に署名をしていただきます。）

※参画宿泊施設一覧はキャンペーン公式HP (<https://www.new-kagawa-wari.com/>)をご確認ください。

【対象】

- ① 素泊まり、1泊朝食付き、1泊2食付き、無料特典付きウェルカムドリンクサービス付き、ファミリープランでの1ドリンク付きなど
- ② 旅行中に限り利用できる観光施設の入場券等がセットの商品
- ③ 2,000円以上の旅行代金

【対象外】

- ① 入湯税（※総旅行代金に含まれている場合はその限りではない）
- ② 宿泊代金に含まれない駐車場代（駐車場込宿泊プランは対象）
- ③ QUOカード、ビール券付きプラン、JRチケット単品など換金性の高いものや、基本的な宿泊料金に含まれないサービス、ルームサービス、追加料金、飲み物代等
- ④ JRチケット単品などの普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券
- ⑤ 宿泊代金が2,000円未満の場合
- ⑥ 幼児等の施設使用料、布団のみ・食事のみ又はその両方のサービスに対する費用（※総旅行代金に含まれている場合はその限りではない）

※商品造成の際のご不明な点はお気軽に事務局までお問い合わせください。

※条件を満たしていないと判断された場合には支援金をお支払いできない場合があります。

《本事業以外の割引と併用する場合》

他割引の併用時は他割引適用後の金額に対して適用となります。

その他宿泊券や、各旅行代理店のポイント等はお金と同じ扱いとなるので、本事業を含む全ての割引の最後に支払い方法としてご利用ください。

＜各社独自の積み立てポイント等の場合＞

各社独自の積み立てポイント等でお支払いを希望される場合は、ポイントを差し引く前の価格で割引支援を行ってください。宿泊施設や旅行会社等のポイントは、精算時の支払い方法として扱います。ただし、該当予約で付与されるポイントがその予約に対しても使用できる場合は、そのポイントを差し引いた額に対して、割引支援を行ってください。

注意点

(1) 県内連泊の上限は2連泊までとします。3連泊以上は2連泊までを助成)

- ① 同一施設での連泊、複数施設でのツアー連泊なども対象となります。
- ② 旅行目的による条件はありません。出張等（ビジネス）にも適用可能。 但し公費出張は対象外。

〈パンフレットおよびインターネットへの商品掲載における記載例〉

【必須】

- ・ 「香川県在住者限定『新うどん県泊まってかがわ割』適用プラン」
- ・ 本事業は、国の地域観光事業支援等を活用しています。
- ・ キャンペーンロゴを掲載してください。（うどん県泊まってかがわ割キャンペーン公式HPよりダウンロードしてください）
- ・ 香川県在住者限定のキャンペーンです。参加者全員ツアー参加時（宿泊施設チェックイン時）等に運転免許証、保険証、マイナンバーカードなどの住所が確認できる本人確認書類を必ずご提示いただけますようお願いいたします。
- ・ 割引支援金上限額に達ししだい、宿泊割引プランの販売は終了とします。
- ・ 宿泊契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、割引前の宿泊代金を基準として当社所定の取消料を申し受けます。詳しくは事務局係員にお尋ねください。
- ・ 万が一ご住所が確認できない場合、適用外とさせていただきますので、予めご了承下さい。なお、同行者であっても県外在住の方は適用外となります。
- ・ 県内の感染状況によっては、本事業が休止となる場合があります。その場合、県の指示に従った対応をお願いいたします。
- ・ **元の金額を明示し、旅行者がどの金額から新かがわ割をするのか判断出来るようにお願いします。**

【掲載例（黄色字は必須）】

香川県内在住者限定『新うどん県泊まってかがわ割』適用プラン

香川の魅力を再発見 2泊3日ツアー ペア旅行（仮）



出発日	宿泊代金	新かがわ割 キャンペーン	割引後お支払い旅 行代金	新かがわ割 クーポン
8月7日（土） 14日（土） 21日（土）	60,000円	上限5,000円/人泊 20,000円割引	40,000円 (総旅行代金)	2,000円/人泊 計8,000円分

※本事業は、国の地域観光事業支援等を活用しています。

※香川県内在住者限定のキャンペーンです。参加者全員ツアー参加時（宿泊施設チェックイン時）等に運転免許証、保険証、マイナンバーカード等、住所が確認できる本人確認書類を必ずご提示いただけますようお願いいたします。

※補助金上限額に達ししだい、宿泊割引プランの販売は終了とします。

※宿泊契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、割引前の宿泊代金を基準として当社所定の取消料を申し受けます。詳しくは当社係員にお尋ねください。

- ・ 取消料は、観光庁・JATAの見解により「割引前」の販売価格を算出基準とすることとされています。
- ・ 二重価格表示にならないよう、補助対象者様で確認の上、ルールどおりの表示をお願いします。

既存商品については、上記の文章を記載した書面を作成し、既存のパンフレットに挟み込むなど、取引条件の一部として取り扱ってください。

7. 新かがわ割クーポンについて

1. 新かがわ割クーポンの取扱い

●概要

本事業において旅行代金を割り引いた場合は、旅行者に対し、1人泊・回あたりの旅行代金4000円以上の場合には2,000円分のクーポンを発行し、2,000円以上4,000円未満の場合は1,000円分、旅行代金2,000円未満の場合には配付しない。オンラインでの販売等により、旅行者と直接対面しない場合は、郵送もしくは、宿泊施設と調整のうえ、宿泊施設で配付してください。配付したクーポンのシリアルナンバーは必ず控えてください。（宿泊施設での配付分を含む。）旅行の取消や日数の短縮があった場合で、クーポンの配付枚数が減少する場合は、参画旅行代理店又は参画宿泊施設の責任において、必ず旅行者からクーポンの返還を求めてください。

【新かがわ割クーポンへの配付事業者、有効期間の記載】



(1) **クーポンの有効期間は、宿泊日及びその翌日（日帰り旅行商品の場合は催行日）とします。**

※令和3年7月27日(火)～令和3年8月31日(火)の旅行について利用有効期限は、令和3年8月31日(火)までとします。（8月31日(火)を以て終了）

【令和3年8月30日（火）の連泊及び8月31日（水）の宿泊については、上記利用有効期間まで適用】

(2) 参画事業者が配付するクーポンの表面（クーポン発行事業者欄及び有効期間欄）

に記載がないものは、クーポン取扱店舗で利用できません。

※配付事業者名や有効期間の書き損じが発生した場合、二重線のうえ公印の訂正印を押印し、配付してください。また、訂正印での対応が難しい場合は、該当のクーポンを廃札としてください。書き損じ等により廃札としたクーポンは、全て事務局へ送付してください（利用されたクーポンとの突合作業に必要となります）。

(3) 券面額以下の金額の利用の場合、釣り銭はできません。また、クーポンによる支払いで不足する分は現金等で支払っていただくことになります。

(4) クーポンを利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金はできません。

(5) クーポンの盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、県（新かがわ割事務局含む）は、責任を負いません。

(6) クーポンの払い戻しや交換、再発行はできません。

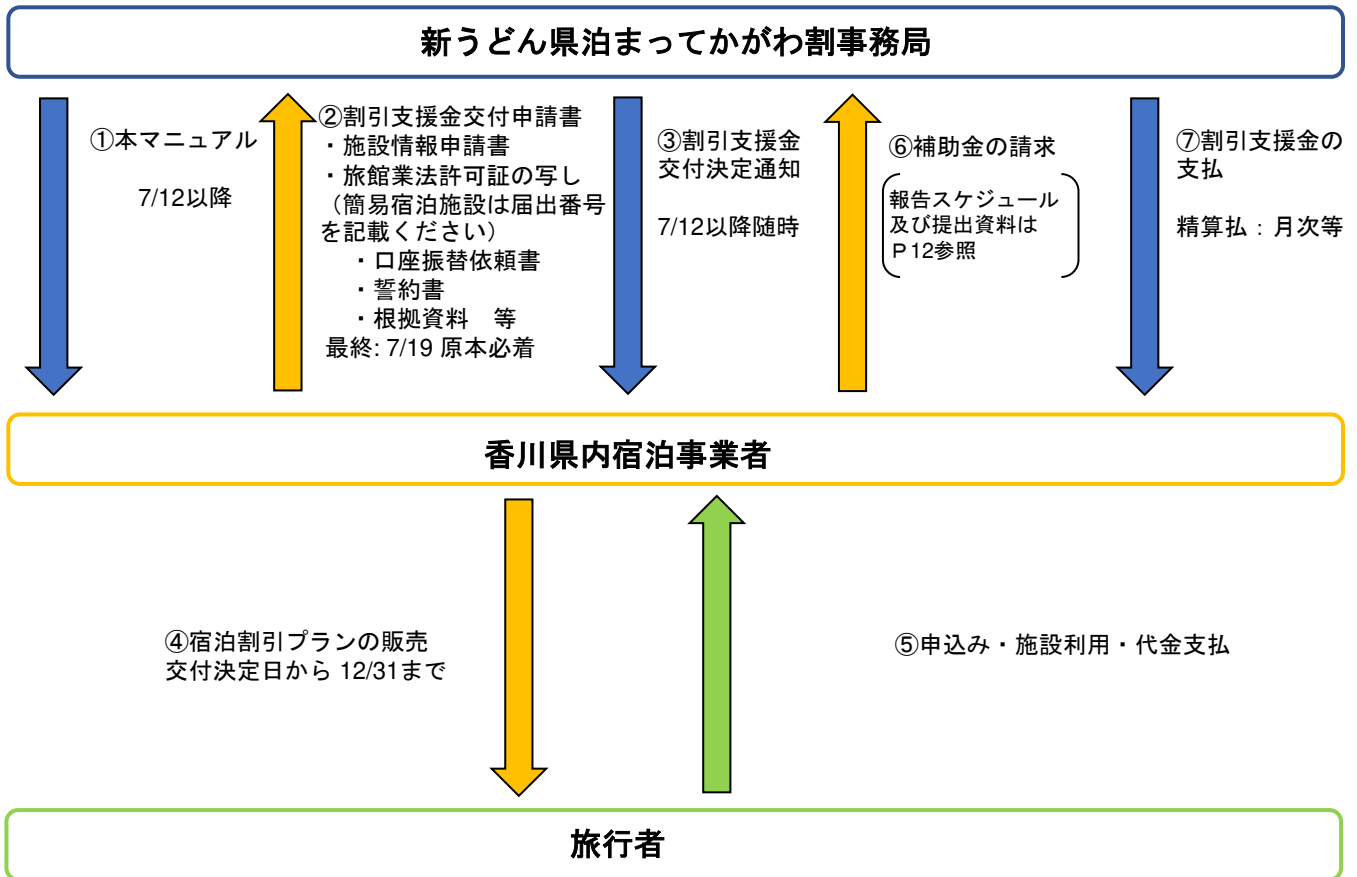
(7) 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止します。

(8) 本県及び全国の新型コロナウイルス感染拡大状況や災害発生等により、直ちにクーポンの利用を停止することがあります。

※ 旅行者の事情により、旅行の取消や日数の短縮がある場合、その取消や短縮に見合った日数分のかがわ割クーポンを、必ず回収してください。回収すべきクーポンを既に旅行者が利用しており回収できない場合、旅行者に対し当該クーポンの金額に相当する金額を現金で請求してください（旅行者からお預かりいただいた現金を事務局に送金する方法は別途ご案内いたします。お手数をおかけしますが、事務局までご連絡ください。）

※クーポン取扱店舗の一覧は、公式HPに掲載しています。

8. 「新うどん県泊まってかがわ割」 全体スキーム



●全体スケジュール

- ① 要綱・マニュアル等の送付 → 7/12以降に資料を宿泊事業者様に送付します。
(公式ホームページでもご確認いただけます)
- ② 交付申請書等の提出 → 最終7/19事務局宛にメール・FAX等の送信【**随時受付中**】
参画申込書兼同意書(様式第1号)、情報登録申請書(様式第2号)、
宿泊施設情報等報告書(様式第3号)口座振替依頼書(別紙1)
うどん県泊まってかがわ割補助金交付申請書(様式第4号)
旅館業法旅館業法許可証の写し(簡易宿泊施設は届出番号)
(※宿泊事業者のみ)等
押印が必要な書類は押印の上、原本を事務局宛に郵送またはメールにてPDF送信可
- ③ 交付決定通知 → 交付決定通知書を受領した宿泊事業者は、交付決定日以降に、対象期間
(7月27日以降交付決定日から12/31宿泊分まで)の宿泊割引プランが販売可能。
- ④ 補助金の請求 → 月次毎に精算払にて請求できます。
報告スケジュール及び提出資料等はP12をご参照ください。
- ⑤ 補助金の支払 → 実績報告書及び請求書の提出により、各補助対象者の
指定金融機関口座へ事務局より送金します。

各書類は、公式ホームページよりダウンロードください。(<https://www.new-kagawa-wari.com/>)
ご不明な点等ございましたら、事務局へお問い合わせください。

9. 交付申請・及び実績報告について

●新うどん県泊まってかがわ割 交付申請

(1) 補助金交付申請について

令和3年7月19日（月）必着までに郵送又はPDF又はWEBエントリーフォームにて申請書類を事務局までご送付ください。

→審査・確認ができ次第、補助金上限額等を記載した交付決定通知書を郵送いたします。

(2) 交付申請時の提出書類について

下記のとおり、各書類について提出期日までに事務局へ提出してください。

- (1) 参画申込書 兼 同意書（様式第1号）
- (2) 事業者情報登録申請書(様式第2号)
- (3) 宿泊施設情報報告書(様式第3号)
- (4) 口座振替依頼書（別紙1）
- (5) 割引支援金交付申請書（様式第4号）⇒ **【決定通知書取得後提出】**
- (6) 旅館業法旅館業法許可証の写し（簡易宿泊施設は届出番号）

●補助対象となる宿泊プラン及び補助金額

割引前の宿泊プランの販売額	補助金の額 (宿泊割引プランの 割引相当額)
宿泊プランの販売額（税込）が10,000円以上	5,000円／人泊 クーポン枚数2枚(2000円分)
宿泊プランの販売額（税込）が4,000円以上10,000円未満	50%割引／人泊 クーポン枚数2枚(2000円分)
宿泊プランの販売額（税込）が2,000円以上4,000円未満	50%割引／人泊 クーポン枚数1枚(1000円分)
宿泊プランの販売額（税込）が2,000円未満	本事業割引対象外

(3) 『2次配分』について

香川県が予算の範囲内で枠調整を行い、別途定めます。

販売状況によっては、『2次配分』を実施しない場合もございます。予めご了承ください。

経過報告／実績報告

(1) 報告について

「新うどん県泊まってかがわ割」の補助対象者は、下記のスケジュールに従い、事務局への報告をお願いします。報告書等の様式は、事務局ホームページよりダウンロードしてください。
※販売実績がない場合においても、月次の実績報告は提出いただきますようお願いいたします。

報告内容	提出書類	提出期日	提出方法
7月+8月分販売実績 7月27日から8月31日までの 販売実績		9月10日 (金) 必着	郵送orデータ
9月分販売実績 9月1日から9月30日までの 販売実績	【NEW】 《直接販売の場合》 ①実績内訳シート ②精算払請求書 ③個人同意確認書 ④明細書	10月11日 (月) 必着	郵送orデータ
10月分販売実績 10月1日から10月31日までの 販売実績	《OTA経由販売の場合》 ①実績内訳シート記入 ②個人同意確認書 ③OTAからの予約通知又は OTAの予約と分かる明細	11月12日 (金) 必着	郵送orデータ
11月分販売実績 11月1日から11月30日までの 販売実績		12月10日 (金) 必着	郵送orデータ
12月分販売実績 12月1日から12月31日までの 販売実績		1月11日 (火) 必着	郵送orデータ

経過報告／実績報告

(2) 報告時の提出書類について

提出期日までに、それぞれ必要な書類を事務局へ提出してください。

申請書類一式及び月次報告については郵送又はPDFにて新かがわ割事務局まで提出してください。

※普通郵便で送付され、万が一紛失した場合は、事務局ではその責任を負いませんので、ご了承ください。

【月次報告】

- ①実績内訳シート
- ②請求書（様式第5号）
- ③宿泊利用者確認書及び個人情報同意確認書
- ④宿泊明細書（※元値と割引額と割引後額が明確に分かる正式な書面）

《OTA経由の予約の場合の④の提出方法》

OTAから来る予約通知（※1）、又はOTAの予約と分かる様な記載の宿泊明細書
（※1印刷が難しい場合はスクリーンショットでも可）

【事業完了】

- ①実績報告書（様式第6号）
- ②未使用クーポン返送報告書
- ③無効クーポン返送報告書
- ④未使用・無効クーポン原券

(3) その他事務局が必要とする書類について

- ・実績報告書受領後、追加で資料の提出をお願いする場合があります。

(4) 提出書類の確認

- ・事務局にて、書類の不備や報告内容の誤りなどを確認します。
不備や誤りがあった場合は、事務局が指示する期日までに補正をお願いします。
- ・期日までに補正されない場合は、割引支援金をお支払いできない場合があります。

●補助金額の入金

- ・書類に不備や誤りがなければ、書類が事務局に到着後14日程度を目安に入金いたします。
ただし、祝日を挟む場合等にはこれ以上の期間を要する場合があります。
- ・書類に不備や誤りがあった場合には、資料の補正や追加提出等に時間を要するため、
14日以上を要します。

10. 「新うどん県泊まってかがわ割」に係る証票及び不正利用防止

「新うどん県泊まってかがわ割」は会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票類は、報告時に提出の必要が無いものについても、割引支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管をお願いします。

●証票の保管について

(1) 補助対象者様で入手又は作成いただき、5年間保管が必要な証票について

宿泊内容が確認できる、宿泊施設が発行した宿泊記録等のコピーを実績報告時に提出いただきますので、原本の保管をお願いします。

(2) その他の証票について

その他、必要と思われる証票がありましたら保管をお願いします。

●その他

- (1) 事業終了後、実績報告書を提出いただきます。詳細につきましては改めてお知らせいたします。
- (2) 報告内容に間違いの無いように注意してください。
- (3) 月次報告の際に提出いただく実績内訳シートには、報告内容に相違のないようご記入ください。
- (4) 実績内訳シートは、必ず期日までに提出してください。
- (5) 制度の趣旨を踏まえ、要綱等で定めたルールにのっとりた取り組みをお願いします。
- (6) 割引支援金をお客様へ還元せず、補助対象者の利益とすることは厳禁です。
- (7) 特定の顧客や取引先への優先販売は禁止されています。配分された予算枠の範囲内で、公平に購入可能な販売方法を用いてください。
- (8) その他のご不明な点は、事務局までお問い合わせください。
- (9) 新うどん県泊まってかがわ割についての情報は、事務局のホームページに掲載します。

※本事業マニュアルは、速やかな事業実施を行うため、変更される場合があります。
最新版のマニュアル等について、逐次ホームページ等から確認をお願いいたします。

新うどん県泊まってかがわ割キャンペーン Q&A～宿泊事業者用～

参加登録について

No	Q:質問	A:回答
Q1	宿泊事業者として参画を検討していますが、今から参画できますでしょうか。	第一次の参画申込は7月19日締め切りとなります。参画を希望する方はHPより申請書類をダウンロードの上、申込手続きを行ってください。20日以降の参画に関しては新かがわ割事務局までご連絡下さい。
Q2	参画宿泊施設が販売する、デユースや日帰りプランはキャンペーンの対象となりますか。	本事業において対象となる日帰り旅行商品は、参画旅行業者が販売する日帰り旅行商品ですので、参画宿泊施設が販売するデユースや日帰りプランは対象とはなりません。
Q3	キャンプ場は本事業の対象となりますか。	旅館業法の許可を受けた施設(ロッジ等で寝具を提供する場合)については、対象となります。一方、旅館業法の許可が必要ないキャンプサイトの利用やテント使用料等については今回対象外となります。旅館業法の許可を受けた際の内容をご確認ください。
Q4	自社ホームページでも、新かがわ割をPRして良いですか。また、自社プロモーションとして、本事業の適用施設としてPRして良いですか。	構いません。自社ホームページへ掲載頂くなど、積極的に新うどん県泊まってかがわ割をご活用ください。その場合には、本事業が国の補助事業を受け実施していることを明らかにしていただくとともに、本来の価格、割引後の価格(本事業適用後の価格)を明示し、その差額にキャンペーンの支援があることを消費者が明確に認知できるようにしてください。キャンペーンのバナーやロゴデータはこちらからダウンロードいただけますのでご活用ください。
Q5	宿泊施設が直接販売する場合、割引支援金の交付申請について、Go To トラベル同様、第三者機関の承認等が必要ですか。	Go To トラベル事業のように、第三者機関(ステイナビ等)による証明までは求めませんが、県が指定する宿泊台帳内容かその記載内容が分かるシステム等により、宿泊実績の適正な管理をお願いいたします。
Q6	どのような店舗がクーポン取扱店舗となっているのでしょうか。	Go To トラベルの地域共通クーポン取扱店舗を対象としており、且つ、新かがわ割事務局への参画承認を受けた店舗となります。

割引について

No	Q:質問	A:回答
Q7	旅行代金の最大50%割引(上限5,000円)とのことですが、割引の金額は1円単位ですか。	割引の金額は1円単位となります。1円未満の端数については切り捨てとなります。
Q8	「割引は宿泊代金の50%が上限」とのことですが、必ず上限まで割引を適用する必要はありますか。	地域観光事業支援の制度に鑑み、旅行者の不利益とならないよう、原則として上限額での割引をお願いいたします。
Q9	OTAや自社サイトで販売する商品にキャンペーンの割引を適用する際は、新たにプランを作る必要がありますか。	OTAや宿泊施設の自社サイトで販売する商品へ割引を適用する際、必ずしも新たなプランを作成いただく必要はありません。例えば、既存プランの備考欄等に県内在住の方限定で割引を行う旨と、割引が国の補助事業であることを明記いただく形で結構です。
Q10	団体旅行で、県内在住の方と県外在住の方が混在している場合、県内在住の方については、キャンペーンの対象となりますか。	県内在住の方のみキャンペーンの対象となります。 なお、割引を適用する旅行者全員に対して、運転免許証等の本人確認書類により居住地確認を行うようにしてください。居住地が確認できない場合は、新かがわ割キャンペーンの適用外となります。
Q11	学校が実施する教育旅行で、県内在住の生徒(児童)と県外在住の生徒(児童)が混在している場合、県外在住の生徒(児童)は、キャンペーンの対象となりますか。	香川県内に所在する学校が実施する教育旅行等(修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの郊外で行う活動を含む。)については、その学校の所在地を、参加する児童及び生徒の居住地として取り扱うこととしており、その場合には、県外在住の児童及び生徒もキャンペーンの対象となります。
Q12	体験学習付宿泊プランを販売しています。新かがわ割クーポン取扱店舗としても参加するつもりですが、このプラン総額に対し、宿泊代金割引とは別に新かがわ割クーポンでの支払いを受け付けることはできますか。	宿泊とセットになった体験学習の代金の支払に新かがわ割クーポンを利用することはできません。
Q13	バンガローやコテージで1棟貸しを行う宿泊施設です。新かがわ割の割引額の計算と新かがわ割クーポンの配付(枚数)はどのように行えばよいですか。	宿泊代金を宿泊人数で割り、1人当たりの宿泊代金に対して新かがわ割を適用してください。 (例) 1棟、1泊につき12,000円(税込)の宿に大人3名で宿泊した場合 宿泊代金を宿泊人数で割って、1人当たり宿泊代金は12,000円÷3名＝4,000円 4,000円に対し新かがわ割の割引を適用し、1人当たりの代金割引額は2,000円 お客様1人当たりのお支払いは、4,000円－2,000円＝2,000円 3人総額で6,000円となります。 ※この場合、新かがわ割クーポンは3セット(6枚 6,000円)配付してください。

Q14	自社サイトによる直接販売の場合、割引支援金の対象となりますか。	自社サイトや電話予約による直接販売の場合も割引の対象です。
Q15	費用が掛からない幼児も新かがわ割の割引支援の人数に含まれますか。	はい。含まれます。総旅行代金から人数を割り、1人当たりの金額を算出します。その際、新かがわ割クーポンも配付対象となります。
Q16	OTAから予約手配が入った場合、どのような処理を行う必要がありますか。	宿泊の割引支援金部分はOTAのクーポンで対応しますが、新かがわ割クーポン分に関しては宿泊施設より配付して頂きます。その際実績内訳シートにも報告記載をお願い致します。また、個人同意確認書の回収もお願い致します。 ※当日人数が増えた(例:費用無幼児等)としても、OTAより通知が来ている人数でのクーポン配付をお願い致します。

精算について

No	Q:質問	A:回答
Q17	割引支援金の事業者毎の配分額は公表されますか。	割引支援金の事業者毎の配分額を公表する予定はありません。参画する旅行会社名・宿泊施設名のリストはホームページに掲載させていただきます。
Q18	当初、配分額を受けた後、販売状況が好調で足らなくなった場合、追加配分してもらうことはできますか。	販売状況が好調で配分額の不足が見込まれる場合、事前に新かがわ割事務局にご相談ください。ただし、全体の予算額の執行状況や各社の販売状況を踏まえた対応となりますので、すべてのご希望に沿うことができない場合があります。

7/30時点 追加Q&A～宿泊事業者用～

Q19	クーポン券を大量に作成するのでクーポンの日付を利用期間延長している8月中は統一する事が出来ないか。	事務局が県に報告する際に突合作業が出来なくなってしまう事と、9月以降の事もあるので、現段階から利用期間は正確にご記載ください。
Q20	OTAで3連泊以上出来てしまっているものクーポン配布はどのようにするのか。	クーポン配布の枚数はあくまでも、ルール通り上限2連泊までとなります。なので、2連泊以上のクーポン配布は絶対に行わないでください。
Q21	クーポンの発行事業者印がサイズに収まらない。	大きくはみ出しても構いません。ただし①金額が隠れる②クーポン券番が隠れる、の2点になる場合は、記入でも構いません。その場合は偽造防止のため、担当者印で構いませんので記入した横に押印をしてください。
Q22	新かがわ割に参画していないOTAからの予約で新かがわ割対応になっていないものはOTA経由だとしてもそのまま宿の割引支援金を使用して良いか。	一切行わないでください。もし新かがわ割をご希望のお客様であれば、一旦OTAの予約はキャンセルしていただき、直販にてご予約の取り直しを行ってください。
Q23	県内在住者と県外在住者が一緒に泊まった場合、新かがわ割は対象になるか。	総旅行代金より頭割をしていただき、その内の県内在住者のみ新かがわ割を適用としてください。

Q24	香川県在住ですが、運転免許証の住所変更を行っていない場合、かがわ割は対象となりますか。	<p>本人確認に必要な書類は、氏名及び住所が確認できる書類とし、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等と致します。</p> <p>ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名及び住所が確認できる書類として提示可能です。</p> <p>①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書等 ②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等</p> <p>家族の場合は子供の健康保険証と親（法定代理人）の本人確認書類（運転免許証、旅券（パスポート）等）で足りるものとします。</p>
-----	---	---

10/9時点 追加Q&A～宿泊事業者用～

Q25	毎月の提出書類の中で②清算払請求書④明細書とはどれを指すのか。	②精算払請求書は、様式第5号の請求書で④明細書は個人同意確認書の金額が分かる資料を指します。主に請求書や領収書（※但書必須）が該当するかと思います。
Q26	学校から直接ホテルへ予約をされた場合は個人同意書は1枚で良いのか。	代表者の1枚でOKです。在住証明は学校団体なので学校の住所確認だけでOKです。
Q27	助成額が足りない場合、上限ではなく、割引額を変更して良いか。	割引額及びクーポンに関しては計算上正確にお渡しください。※予算枠内での対応をお願いします。追加配分に関しては別途事務局よりご案内致します。
Q28	ホテルが販売する日帰りプランは対象になるのか	対象外です。 日帰りは旅行業登録している参画代理店のみとなります。
Q29	新かがわ割クーポンの発券の際に注意点はありますか。	有効期間の記載漏れや発行店舗印がないクーポンが散見されます。こちらが未記入ですとクーポン取り扱い店舗の受け取りが出来ませんのでご注意ください。
Q30	新かがわ割クーポンの枚数は管理する必要がありますか。	必要となります。最終的に枚数に差異がある場合は事業者様にご負担いただく場合もございます。
Q31	OTAでの販売の時の報告書の作成方法	宿泊事業者の方で①個人同意確認書②OTAからの予約通知又はOTAの予約とわかる明細書③実績内訳シートへの記入の3点が必須となります。その際必ずクーポン券も配布をしてください。
Q32	宿泊代金にクーポンは充当できますか。	一切不可となります。

第2稿で改定になる修正点（7月30日時点）

- 1, マニュアルP10のフォント変更
- 2, マニュアルP14のOTA経由による宿泊内訳明細書の提出方法（赤字）
- 3, QA5問追加

第3稿で改定になる修正点（8月6日時点）

- 1, マニュアルP2 予約対象期間の一部変更
- 2, マニュアルP5 予約対象期間の一部変更

第4稿で改定になる修正点（9月4日時点）

- 1, マニュアルP18 県内在住証明確認書類の詳細を追記

第5稿で改定になる修正点（10月7日時点）

- 1, マニュアルP13 **OTA経由販売の際の月次報告書類の内容**
- 2, マニュアルP18 よくある質問の追加掲載